

第五十一回国 参議院建設委員会會議録第十二号

昭和四十一年三月三十一日(木曜日) 午前十一時二十五分開会

警察庁交通局長 広山 柴明君 通指導課長

出席者は左のとおり。

- 委員長 中村 順造君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿蔵君
山内 一郎君
小酒井義男君

委員

- 青木 一男君
内田 芳郎君
大森 久司君
平泉 涉君
森田 タマ君
米田 正文君
竹田 現照君
達田 龍彦君
前川 且君
村田 秀三君
白木義一郎君
片山 武夫君
春日 正一君

國務大臣

建設大臣 瀬戸山三男君

政府委員

- 警察庁長官 新井 裕君
警察庁交通局長 内海 倫君
建設政務次官 谷垣 專一君
建設省道路局長 尾之内由紀夫君

事務局側

常任委員会専門員 中島 博君

説明員

本日の會議に付した案件
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村順造君) 九だいまから建設委員会を開会いたします。交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案を議題といたします。

○村田秀三君 九だいま提案をされております法案に、直接的に関係ないわけでありまして、少くともこの法案が交通安全を確保する、こゝろ目的でつくられようとしておられる限りにおきましては、どうしてもやはり交通安全対策全般についても言及してみなければならぬ、かような立場で私は質問を進めてみたいと思つております。

そこで、前回の質問によりまして、交通事故の類型別調査といふことが、これはやっていたか、資料をいただきましたからよくわかりました。この資料についていささか質問を続けたら、この資料についていささか質問を続けたら、基因する事故率といふものがどの程度あるのか、こゝろについて非常に関心を持つたわけでありまして、そこで、建設省としましては、まだそういう調査はなさっておられない、また警察庁としても、全国的なそういう統計は出ておらない、こゝろについて説明でありますけれども、東京都内を中心とするたいたい申し上げましたような原因による調査は、ある程度できておるといふ資料が出てまいりました。それを見ますと、いろいろ判断はありまして、大抵全体の七八・一%という数字が出てきております。しかし、これ

は常識的に判断をしても、すぐにこれは道路に基因するものである、こゝろいうことがわかるわけでありまして、たとえ見通しが非常不良であるとか、あるいはこゝろの破損道路であるとか、工事中、ぬかるみ、水たまり、物件放置、路面軟弱その他の欠陥、こゝろいうことで、きわめて常識的に考えてもすぐにこれは道路構造上の問題であるという理由に基づくものが七八・一%。私はこゝろで質問をいたしたいと思つておりますけれども、これは建設省ないしは警察庁、それぞれ関係があるかと思つておりますが、もしもかりに安全施設が措置されておたならばこの事故は防止できたのではないかとこゝろがあるはずであります。たとえガードレールがあれば、ちよつと追突はしたけれども転落をしないで済んだというふうな問題、そういうものも含めると、事故の件数といふものは相当多い数字になるのではないかと思つておりますが、その点はこのように判断をされておるかといふことであります。

○政府委員(内海倫君) そういうふうな考え方とつた統計を用意いたしてありませんので、いわゆる統計ができておられませんので、数字をもつてお答えすることのできないのをはなれ申しわけないと思つておりますが、御意見のように交通事故の実態を調べております中には、こゝろいうふうなものはこの事故は起こらなかつたであろうと思われれるものも、現実の事故一つ一つについて考えてみますと、あることは事実でありまして、たとえ歩行者の事故について見ますと、歩車道の区別のないところにおいて通行中に交通事故にかりましたものと、もしこれが歩道があればその歩道を通つておると、そうなればこれは事故にからないで済むということも相当考えられますし、また、横断中の事故につきましても、そこに信号機が設置されてあれば、この信号機に従つて歩く限

り事故にからず済んだと思われれることもありまして、また、横断歩道橋が設置されておれば、当然横断歩道橋を通つておられる歩行者の事故は少なくなつた、こゝろいうふうな考えられます。また、自動車といふふうなものも考えられます。また、自動車同士あるいは自動車の単独事故などにおきましても、信号機あるいは歩道あるいは区画線あるいは道路標示といふふうなものが十分に設置してあれば、あるいは事故とならずに済んだと考えられるものもあると十分認められます。九だ私どもが事故を分析いたしておると、多くの場合、交通事故は、九だ一つの原因だけをもちて起こすといふよりも、道路の諸条件はもとより、運転者のそのときにおける状態、規則を守つておられる状態、いろいろなものがあるかと思つておるといふのが総合いたしまして事故になつておるといふのが事故の実態でございます。九だ私どもが統計化する場合には、それらを全部掲げることが事実上困難でありますので、直接原因となつたものを統計上、計上いたしますので、統計だけで判断するほかに多くの原因が考えられますが、それらをあげていきますと、相当事故原因の中に、やはり交通安全施設といふふうなものが整備されればその原因が除去されるといふふうなことは相当あるかと考えております。

○村田秀三君 建設省としてもそう考えますか。○政府委員(尾之内由紀夫君) 大体交通局長からお答えがございまして、同様に私も考えておられます。九だ念のため申し上げておきますが、この差上げました資料は、こゝろにもございまして、事故が起つた当時の道路の状況でございまして、実際事故が発生する原因といふものは非常に詳細にかみかき事情にあるわけでございます。そこで、先般申し上げておりますが、もう少しそのことを明らかにするといふために、私どもは警察庁のほうと協同いたしまして、具体

的に全国で五百五十キロの路線を選んで、特に事故の発生しやすい地点を選びまして、そこでこまかく分析をしてやるわけでございます。その成果がまだお手元に配付するような段階に来ておりませんが、まだこういう問題は非常にケース・バイ・ケースで対策を立てるべきである、やはり事故のケースごとく分析して、その原因がどこにあったかということの究明すべきである、かように考えておりますので、なかなかむずかしい問題でございますが、今後そういう努力を続けまして、道路構造でどうしてもやらなきゃならぬ、道路構造で手当てをすれば事故が防止できることについては、今後全面的にそれに対して施策を施したい、こういう気持ちでおりますので、御了承願いたいと思っております。

○村田秀三君 非常にむずかしからうと思っております、その判断はですね。しかし私は、本人の不注意、これは明らかに交通取り締まり規則の中で明示されております。酒飲み運転であるとか、スピード違反であるとか、右折、左折の不注意であるとか、一時停車の停止しなかつた場合であるとか、本人の不注意あるいは不可抗力、こういう問題以外は、道路の安全施設も含めまして構造上の原因に期すべきものではないか。極端な考え方もありませんが、そのように考えております。これに對しましては、多少のそれは異論があるろうかと思ひますけれども、おおよそそのように考えられてもいいのではないかと思ひます。これの答えは、私も大体わかりますからお伺ひする必要はありませんけれども、そういう立場でこれからいろいろと論議を進めてみたいと思ひわけでありまして、事故件数、それから死亡者の数、これは私も前回承知をいたしました。そこで、この死亡者の数というのは、聞くところによると、事故発生直後二十四時間以内に死亡したものの数字であるというのを聞いておるわけでありまして、そういうこと。

○政府委員(内海倫君) そのとおりでございます。

○村田秀三君、それでは二日以内に死亡したとか、一週間以内に死亡したとかというそういう調査はしてありませんか。

○政府委員(内海倫君) 全国的な統計という形では調査いたしてありませんが、各都道府県におきましては、二十四時間以内において死亡したものと、さらに二十四時間をこえて死亡したものとを割合がどういふものであるかというようになことを検討いたしますために、それぞれ県によりましてとつておる、そういうまた検討している県もございまして、全国的な統計あるいは全国的な調査という形ではとつておりません。ただ私どもは、いま資料を手元に持ちませんが、厚生省の統計を常に参考にはいたしてあります。

○村田秀三君 その数字を承知してありますれば御説明をお願いしたいのであります。

○政府委員(内海倫君) 厚生省のほうのは、統計をいま手元に持ちませんが、ちよつとわかりませんが、各府県におきまして、手元にいま資料を持ちませんが、私どもが、私が前任地の愛知県でそういう調査をやりましたときの記憶で申し上げます、愛知県が昨年一年間の死亡者は六百余名であつたと思ひますが、これに對して、二十四時間をこえて死亡した者をずつと調べてみました。私の記憶の限りでは、一割前後ではなかつたかと記憶してあるのであります。これはちよつと記憶がぼけておりますので、正確なものでは後ほど、もし必要であれば、愛知県の方につきましては、調べてお答えできると思ひます。

○村田秀三君 事故件数の一割が二十四時間以上経過した中で死亡している。——こうしてみますと、これは事故件数の一割ということになります。二十四時間以内の死亡者の数の約四倍くらいに達しているんじゃないかということが言えるんじゃないかと思ひますが、これはあとで正確な資料をひとつ出していただきたいと思います。

○政府委員(内海倫君) そのとおりでございます。

いりやうな身体に損傷を受けて、どういりやうな生活をしてるか、現在な治療中であるか、あるいは後遺症が残つてるか、そういう点についての追跡調査といふことは、そういうものはやられておるわけでございますか。

○政府委員(内海倫君) 一般的にはそういう調査を行なつておりませんが、これもまた県によりまして、そういうふうな調査を行なつて交通事故防止あるいは被害者救済の参考にいたしてある県もございまして、ただ追跡調査といふことを一般的にやろうといはしますと、まず一方におきましては、必ずしもその被害者が県内の人のみに限定されませんで、大阪で起こつた被害者が東京の人であつたり、あるいは他府県の人であつたりするところもございまして、その後の追跡調査を行なう上には非常に困難な条件があること、他方におきましては、やはり警察の現在の陣容あるいは事務の量から考えますと、そこまで手を伸ばしていきませんと、ほとんど日ごろのいろいろな事故防止の公務に影響を受けますので、現在におきましては、できる範囲において県がやつておるという事例がございまして、全国的に一つの方針としてこれをやるというふうなことは、まだいたしてありません。

○村田秀三君 これは新聞記事を私拝見したのであります。長崎県警の追跡調査であります。昨年一年間で四千三百三人が交通事故で死んだ、そのうち一〇％に当たる五百三十三人が一カ月以上の重傷、そのうち四百九十八人について追跡調査をした結果、後遺症がなく全治したと認められる者は二百九十九人、後遺症者が百八十八人、そのうち九十八人が家計の支持者、三人が事故のために生活保護家庭に転落した、こういうことであります。これは長崎県の例でございますが、全国的に見ますと、単に死亡者だけのことを考えて対策をするというわけにはまいらなかつたと思ひます。

○政府委員(内海倫君) したがって、全国的な調査はしてない、こういうことでございまして、今後厚生行政の問題といはしても、きわめて重要なもの

のなるうと思ひますので、これはわかかと言ふんではありませんが、少なくとも近々のうちに調査をなさつてみてはどうかということを一言申し上げたいと思ひます。

○政府委員(内海倫君) その前に先ほど来、村田さんの御意見と、あるいはこの統計についての御研究等承つておりました。私は基本的にこの御意見を承つておりました。また、道庁行政を担当する者としては、こういう考えでいくものであろうというのを申し上げておきたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) その前に先ほど来、村田さんの御意見と、あるいはこの統計についての御研究等承つておりました。私は基本的にこの御意見を承つておりました。また、道庁行政を担当する者としては、こういう考えでいくものであろうというのを申し上げておきたいと思ひます。

まず、先日来委員会でも交通事故の統計的御議論がありました。これは警察当局からお答えいたしておりますように、各般の要素があります。

○政府委員(内海倫君) そのとおりでございます。

すが、そういうよりなことを目的にしておること
を明らかにしております。

○村田秀三君 一つ足りないんじゃないかと私は
思うんですが、というのは、いままでも論議されて
きましたように、交通の安全というのがこれはき
わめて重要な意義を持ってきておるわけござい
ますね。そうしますと、道路というのは、交通の
発達に利便を与えるというだけではなくて、安全
に通行せしめる、こういうことも当然入らなくて
はならないと思うのですが、どうでしょう。

○國務大臣(瀬戸山三男君) それはもとよりだと
思います。まあ法律の条文には書いてありません
が、法律全体がこれはもう人命、人体といいま
か、公共の福祉ということが——それをねらって
いるとあえて言いませんけれども、公共の福祉、
道路をつくること自体が、人間といいますか、社
会生活がよくなるようにと、その社会生活はこれ
は人間の生活でありますから、当然これはもうす
べての法律、政治の原則であろうと思えますので、
法律に一々書かないからそれが欠けているとは思
いませんが、ただ實際上、結果において、まあ率
直に言って、人間疎外のような状態が各所に出て
おります。今日人間尊重を言われること自体が、
私どもは全くこっけいなんでありませうけれど、
しかし、それを叫ばなければならぬ社会状態に
現になつておる、こういう点は大いに反省を要す
る問題ですが、これは政府のみならず、全部がや
はり一応反省すべき段階であろうと思えますけれ
ども、法律の趣旨の中には当然それは前提とし
てあるものと、私どもは考えておるわけござい
ます。

○政府委員(尾之内由紀夫君) なお、先ほど申し
落としたが、細部にわたりました。「道路の
構造の原則」という章がございまして、そこに道
路の構造というものはもちろん、地形、地質、気
象その他のいろいろ交通状況というものを考慮し
たしまして、通常の衝撃に対して安全であるとい
うことはもちろんであります、あわせて「安全
かつ円滑な交通を確保することができらるるものな

ければならない」ということをいっておりますか
ら、構造的には当然安全であるということも本文
でも明記いたしております。申し落としました。
○村田秀三君 私の希望といたしましてはですね、
どうもこの間の大臣の説明にもありましたように、
道路の長さだけをつくりたい、これがまあ一つの
統計にあらわれるわけでありまして、どうして
もやはり現に作業に当たつておる方々はそういう
気分にはなれないからだと私は思うんです。これ
はまあ法律に書いてあるから書いてないからとい
う問題ではなくても、きわめて重要な部分をこの
目的からはずしたものだとは私は考えるわけでは
ありません。どうしても安全に交通せしめるとい
う目的もそこに明確にしないといふことまでは
言ひ切る自信も実はないわけでありまして、さら
ばといつて、いまままでのような状態であつたとす
るならば、これはまあ今回提案されましたこと
を、一歩前進である、こういふことも根本的な解決に
はなかなかならない。道路構造の目的の中に、安
全施設を必ず要するんだといふことをつけ加えて
そうしてやつていくならば、ほんとうの目的が達
成できるんじゃないかと、こんなふうに考えたも
のですからいろいろ申し上げましたが、とにかく
安全施設の費用といふのはきわめて微々たるもの
であるわけですね。資料いただきました、一次
改修では一・五％程度、二次改修であつても四
割、これは相当大がかりなものであつても四割
くらいのものです。そうしますと、必ず新しく道
路をつくり、そればかりではなくて、既設の道路
でも危険箇所というのが類推されるわけでありま
すから、こういう点につきましては積極的に安全
措置を講じていくといふことを特に期待を私はい
たしたいと思つております。

以上をもつて終わります。
○小酒井義男君 二点ほどお尋ねをしますが、ま
ず、この法律について、三条で、これは国家公安
委員会及び建設大臣が、いろいろな状況を考慮し
て、安全を確保する必要があると認められる道路
を指定するということになるのですが、その指定

を今度は受けて第五条で、都道府県公安委員会及
び道路管理者は、事業の実施計画を作成をして、
公安委員会または建設大臣に提出をする、こうい
うことになつていくわけなんです、その場合、
この指定された場所の施設が、地方財政の強弱に
よつて計画が不均衡になるというような心配はな
いのかどうか、この点はどうですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) それは、実はこれ
をやり出す場合には、もちろん指定という行為が
あり、それからそれに基づきまして三カ年間にど
れだけの仕事量を定めるか、いわゆるこの三カ年
計画といふのをきめます。この指定をする場合、全
面的にいろいろ、交通安全施設をきめますから
バランスがくずれておつてはいけません、やはり一
様な判断のもとに、大体各県、道路事情によりま
して同じような危険の箇所はどこでも実施されな
ければならない、こういうことで一つの標準を定
めまして指定をいたしたいと思つておるわけござ
います。それにはたとえば交通量に応じます過
去の事故率の度合い、そういうものから見ればパ
ラメータ、あるいは事故は必ずしも起きておりませ
んが、かろうじて警察官の指導あるいはその他学校
付近におきます家庭等の指導によりまして、交通
事故を免れておる箇所、あるいはよくございま
すように、山間における山道で非常にカーブでガ
ードレールがないといふような箇所、そういうよう
なところに対して、あらかじめ各県から資料を取
りまして、中央でそれらを選びましてパ
ラメータのとれた計画をつくらう、こういうふう
に考えております。その計画に従ひまして三年間に
事業を予定していくわけございまして、道路全
体の事業といふのはかなり大きなものでございま
して、いま村田委員からもお話ございましたように
に、それらに比べまして、また安全施設といふも
のをかなりのものを予定いたしておりますが、道
路全体の規模からいいますと必ずしも大きなウ
ェイトを占めておりません。いわゆる地方財政的
に見ますと、つまり、この程度のものでございま

が予算の裏づけがないためにできないということ
は通常は予想されません。しかし、かりにそうい
うことがあつては困りますので、私どもは、県ご
とに大体やる箇所を予定いたしまして、それにつ
いて自治省のほうと打ち合わせながら予算の裏づ
けをやつていく。御承知のように、道路のほう
は、大体地方財政も特定収入と申しますか、揮発
油譲渡とあるいは軽油引取税、その他交付税等に
よりましておのおの基盤財政需要額の中でも見て
おりますので、いま御指摘のような地方財政の裏
づけがないために、せつかく指定してできない
というようなことは、私どもは心配しておらない
わけでございます。

○小酒井義男君 しかし、地方財政の豊かな県と
非常に困難、窮乏な県とがあるわけなんです、
そういうところを指定して同じものをやらせる
ということに無理が起るようなことは全然ない
ということじゃないと思うのです。そういう場合
があれば、何か特別の方法を考へる必要があるの
じゃないですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) ただいまそういう
心配は私どもはしておらぬと申しましたが、もし
かりにさやうなことがあるとするならば、私ども
は、地方財政の問題といたしまして自治省と十分
連絡をとりまして、さやうなことがないよう
にしたいと思つております。例は違ひますが、車両制限
令といふのがございまして、非常にバス路線等
幅の狭い道路につきまして、特に後進地域にお
いてそういう危険がございまして、特に高知県とか
愛媛県といふような県につきましては、非常にま
とまつた対策を三十九年、四十年にわたつてい
たしてありますが、そういうふうな予算措置につ
きまして、特にそういう裏づけについて心配の
ないよう十分配慮いたしておりますので、いま
お話しのような問題がもし予想されるならば、十
分その点は注意していきたいと、かやうに考へて
おります。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 私から申し上げてお
きますが、いま局長がお答えいたしましたと同趣

流れが非常に渋滞するということは、これは現実の問題なんです。それから、そういう問題の解決にも、やはり関係の各省がこれは相談しなければ、きぬことだと思つて、やはりやつていただく必要があると思つて、そういうこともひとつ御検討を願ひたい。御要望申し上げておきます。

常に大事だと思つてございすが、現在特に目の悪い人たちの学校等の付近については、そういう配慮もしなければならぬと思ひますが、一般的にはまだ特に考へるという事はいたしてありません。しかし、たいへん大事な問題でございすので、具体的に場所によりまして考へたいと思ひます。

○片山武夫君 一つだけちょっとお尋ねしたいのです。

○委員長(中村順造君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

どなたか御質問になつたかと思いますが、この交通安全の中で盲人対策、こういうものが考えられておるかどうかということなんです。それからそれに付随して、事故数の中に盲人の方がどのくらい含まれておるか、この二つお伺ひします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○政府委員(内海倫君) 盲人につきましては、道路交通法におきまして、白いつえを必ず持つ、もし白いつえを持って歩行してゐる者を見た場合には、必ず自動車の運転者はこれを保護していかなければならぬというふうな、運転者の順守義務の中にそれを入れて、両岸から目の悪い人の保護というものを道路交通法上はいたしてあるわけでございます。それ以外につきましては、道路交通法上の措置はございせんが、実際の交通の場におきましては、特に街頭に出てゐる交通取り締まり、あるいは交通指導あるいは交通整理中の警察官等によつて、できるだけ通行の手助けをするようにというふうな指導をいたしております。

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

○説明員(広山柴朗君) 盲人の交通事故の件数は、残念ながらとつておりません。

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

○片山武夫君 いまのお話わかりましたが、今度交通安全施設をするというわけでは、特に交通の量の多いところ、そういうところに対して、よく私、耳にするのですが、警鐘といふのですか、ベルですか、ベルがあれば非常に便利だということをよくいわれるのですが、ベルのついている箇所もあると思ひますが、そういうものについての配慮をこの場合に考へておられるかどうかということをお伺ひしたい。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○政府委員(内海倫君) 確かに目の悪い人につきましては、ベル等の音による警報ということが非

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認め、さうり決定いたします。

常には、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認め、さうり決定いたします。

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認め、さうり決定いたします。

午後零時二十三分散会

本日はいかにて散会いたします。

昭和四十一年四月十一日印刷

昭和四十一年四月十二日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局